

# 日本国憲法

## 憲法によって私たちの生活は どう守られているの？



### 生存権～健康で文化的な最低限度の生活を営む権利～

日本国憲法は、生存権（25条）、教育を受ける権利（26条）、労働権（27条）及び労働基本権（28条）といった社会権を保障しています。社会権は、福祉国家の理想に基づき、国民が人間に値する生活を営むことを国として保障するものです。それは、国民が国に対して、一定の行為を要求する権利だということができます。憲法25条1項は、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、と定めています。この生存権保障を実現するために、同条2項は、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、と規定しています。

国民が、いつでも必要かつ十分な医療サービスを、人としてふさわしいやり方で受ける権利、医療保障の改善を国と自治体に要求する権利である受療権は、この憲法25条に基礎を置くものといえるでしょう。

生存権保障の意味は、次のようなものとされています。まず、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するために一定の法律の制定が必要となっているにもかかわらず、国会がその立法を怠っている場合には、その立法不作為（法律を作らないという行為）は憲法違反となり、国民はそれによる権利侵害について、国に対する損害賠償請求（国家賠償請求）ができると考えられています。

また、国が、今ある制度や保障を、財政政策や予算の都合で切り下げた場合に、それが「健康で文化的な最低限度の生活」ができなくなるような内容のものであれば、それは違憲となり、取消の対象となります。

生活扶助（生活保護給付）の老齢加算が段階的に減額・廃止される中、支給額を減額する変更決定を受けた原告らが、その減額決定は憲法25条に違反するとして、変更決定の取り消しを求めた事例がありました。最高裁は、生活保護基準設定における厚生労働大臣の広い裁量権を認め、この減額変更については、裁量権の逸脱・濫用はなかったとして、原告側の請求を退けました（最高裁平成24年2月28日判決）。同種の別事件では、結論こそこの判決と同趣旨でしたが、須藤正彦裁判官から「生活に窮する高齢者の尊厳が全うされるとともに、健康で文化的な最低限度の生活の確保が損なわれることのないよう特に慎重な配慮が望まれる」との補足意見が出されています（同年4月2日判決）。みなさんは、どう思われますか。

# 教育を受ける権利と労働者の権利とは

憲法26条1項は、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する、と定めています。同条2項は、教育を受ける主体である子どもの学習権を保障するため、親権者の教育義務と義務教育の無償制を定めています。

教育を受ける権利の社会権としての側面として、国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負っています。その義務を果たすため、教育基本法及び学校教育法が定められ、小・中学校の義務教育を中心とする教育制度が設けられています。

労働権（27条1項）は、国民が国に雇用の保障を要求する権利です。その雇用が劣悪なものであってははいけませんので、同条2項では、最低限の労働条件を法律で定め、それを下回る労働条件を法律によって無効とすることで、労働条件が一定の水準以下に劣悪化しないようにしています。労働基本権（28条）は、労働者が団結力を背景にして、使用者と対等の立場で契約できるようにすることを保障し、労働者の生存権を守ろうとするものです。

労働者、労働組合の権利については、この憲法規定に基づき、労働基準法、労働安全衛生法、労働組合法など多くの法律が制定されています。

回答 旬報法律事務所 今村幸次郎 弁護士（日本医療福祉生活協同組合連合会 前理事）

## コラム

### 社会権

私たちが人間らしい暮らしを送れるように、国に求める権利を「社会権」と言います。社会権は、国にしてほしいことを求める権利です。

経済発展の一方で、貧富の差が拡大し、職を失ったり病気で働けなくなったりといった社会的・経済的弱者が生まれてきました。そういった人たちも人間らしい生活を保障される権利が社会的の考え方です。

